

第5回札幌市市民自治推進会議

会 議 録

日 時：2021年1月14日（木）午前10時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 地下1階 2号会議室

1. 開 会

○事務局（柴垣市民自治推進課長） 皆様、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから第5回市民自治推進会議を開催いたします。

本日は、寒いところを早朝からお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、今年初めての会議でございます。委員の皆様、本年度もどうぞよろしく願い申し上げます。

前回の11月5日に開催しました第4回会議では、自治基本条例第31条と第32条に定めがありますとおり、札幌市の施策や制度が自治基本条例の趣旨に沿ったものとなっているかを評価いただくとともに、条例の規定自体についても見直すべきかどうか検討を行うものとして、まずは条例の前文から第5章まで議論をしていただいたところです。

第5回目となる本日は、市政への市民参加の推進、情報提供、まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくりなど、自治基本条例の中でも重要な条文が含まれております第6章についての検討を行っていただきたいと考えております。

また、前回の議論で委員の皆様から出された意見等の内容については、今回、事務局で準備した資料に反映しておりますので、そちらも併せてご覧いただければと思います。

なお、ここで傍聴席におられる皆様にお知らせがございます。

本会場内における写真撮影、録音、録画につきましては、この後、座長の進行による議事に入りましてからはご遠慮をいただいておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、石黒座長、どうぞよろしく願いいたします。

2. 議 事

○石黒座長 おはようございます。またよろしく願いいたします。

それでは、議事を進めたいと思います。

なお、第1回から第3回の会議までは、市民参加条例の在り方について検討してきた訳ですが、この会議としてどのような提言を出すべきかについては明確に結論を出すまでには至っておりません。本日検討するところはまさに市民参加条例に関わる場所でもありますので、そこを検討していく中で改めて市民参加条例についてもご意見をお出しいただき、考えていきたいと思っております。

それでは、お手元の次第に沿って、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局（植木市民自治推進係長） 市民自治推進課推進係長の植木です。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、事務局において委員の皆様にご覧いただくために準備しました資料1から2について、順にご説明させていただきます。

まずは、前回会議でも提供させていただきましたが、自治基本条例の各条文についての評価、検討を行うための作業シートであります、資料1の札幌市自治基本条例の現状評価、

課題について、前回資料からの変更点や追加部分についてご説明します。

今回の資料は、前回の会議で委員の皆様からいただいた意見等を追記し、さらに自治基本条例第6章の各条文を加えております。

それでは、資料1をご覧くださいと思います。

1ページ目から9ページ目の上段までにつきましては、前回の会議で議論をしていただきました自治基本条例の前文から第5章までの条文を記載しています。

表の一番右側の欄の現状評価・課題抽出に、前回会議の中で委員の皆様からいただいたご意見等の内容を新たに追記しておりますので、ご確認ください。

ここで、前回会議の中で出たご質問について幾つか回答させていただきます。

まず、第13条に市長は広く市民の声を聴くよう努めるものとするという規定があることに関し、個別広聴で受けている意見や要望などのうち、採用された意見の数を市で把握しているかというご質問がありましたが、担当部局に確認しましたところ、そのような件数の把握は行っておりませんでした。

次に、第20条のオンブズマンに関する話の中で、市民の声として、個別広聴やオンブズマンのルートで受けている件数以外に何か数字的なものがあるかどうかというご質問がありましたが、類似する例としては、札幌市コールセンターで受けている対応件数等について、札幌市ホームページで公表しています。

令和元年度のコールセンター運用実績を見ると、問合せ対応が81%と大多数を占めているのですが、苦情や提言も0.9%と、若干ではありますが含まれておりました。

なお、札幌市役所の広聴部門以外の各部署で直接受けた市民の声の件数について、集計しているデータはありませんでした。

続いて、本日議論していただきます第6章の記載内容に関し、主な条文についてご説明させていただきます。

9ページ目の中段から10ページ目にかけてご覧ください。

中段に記載している第21条は、市政への市民参加の推進について定めたものであり、市民参加条例の在り方について議論しました第1回から第3回会議の中で、既に条文の内容については触れていたところでもあります。

第3次推進会議の評価では、二つの項目が挙げられておりまして、一つは、下段にあります女性の参加促進についてです。

附属機関の女性委員比率がまだ少ないという指摘と、市は、附属機関の女性委員比率40%を達成するよう引き続き努めるとともに、女性の意見を積極的に聞くことをこれまで以上に心がけるべきとされており、市では、各部局に対し、さらなる女性委員の登用に努めるよう、制度の趣旨について周知を図っているところです。

なお、本日の資料には記載していませんが、全附属機関のうち、女性委員比率が40%以上となっている附属機関数の割合は、直近の令和元年度で55.2%と、半数以上の附属機関で女性委員の比率が40%以上となっているところでございます。

もう一つは、10ページの中段に記載されておりますが、市民参加条例の必要性について今後検討していくというものになっております。

同じページに、市民インターネットアンケート調査の結果として、「札幌市が市民の市政への参加機会を十分に提供しているか」という設問を掲載しておりますが、令和元年度調査では、「思う」と「思わない」という回答がほぼ同じ程度の割合となっております。

続いて、11ページ目をご覧ください。

第23条の市民によるまちづくり活動の促進と、第24条の青少年や子どものまちづくりへの参加についての条文となります。

第23条については、この後の資料2の説明で市の取組などについて触れる予定です。

第24条については、第3次推進会議で、自治基本条例の条文中にある「必要な配慮」という文言について表現が抽象的であるため、これをより具体的に示す必要があるか否かについて検討が行われました。

その検討結果としては、自治基本条例は、理念条例として相当程度の抽象度や包括性を持つ必要があることや、「必要な配慮」については、個別の条例で具体的に記載されているため、自治基本条例の条文を変更する必要はないとされました。

また、施策の評価として、子どもがまちづくり活動に関心を持ち、市民自治の意識を学ぶことは非常に重要として、子どもの参加を促すための取組をより充実させていくことが望ましいとされております。

札幌市では、小中学校への副読本としての資料提供や、小学生から大学生、若者まで幅広く、地域活動への参加機会を設けるなどの取組を行っております。

次に、12ページ目から13ページ目の上段までになります。

まずは12ページ目をご覧ください。

こちらは、情報共有の推進に関する条文が定められています。

第25条は、情報公開について定めており、参考として過去5年間の公文書公開請求の件数を掲載しています。請求件数に比べ、処理件数が大幅に増えており、複数の所管課にまたがる案件が多いことが伺えます。

第26条は、情報提供について定めており、第3次推進会議の施策評価では、今後もより市民に伝わりやすい方法や、幅広い世代に伝わりやすい手段での情報提供を行うよう努めていくべきとされています。

札幌市の主な取組につきましては、後ほど、資料2を説明する際に改めてお話しいたします。

また、市民インターネットアンケート調査の結果では、「札幌市が市民への情報提供を十分に行っていると思うか」という質問について、「そう思う」が減少し、「思わない」が増えている結果となっております。

また、「市民への情報提供について求めること」として、「より迅速な情報提供」、「より多くの情報提供」といった項目が特に増えております。

続きまして、13ページは、第3節の身近な地域におけるまちづくりの推進についてです。

第28条のまちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくりについて、第3次推進会議では、資料に記載のとおり、自治基本条例の条文の改正案が提言されていました。

内容としては、第21条で市全体として市民意見の反映に努めることを規定し、さらに第29条では、区民の意見を市政に反映するよう努めるものと規定されている一方で、第28条で規定している「地域」は、最も身近なまちづくりの基礎単位であるが、先に述べた二つの条文のような意見の反映に関する文言が入っていないことから、地域住民の声を適切に取り上げ、市政に反映するよう努める旨の規定を設けるべきか否か、検討したものです。

検討の結果としては、現状において市の取組が不足しているとまでは言えないものの、市民の意見を聞き、意見が市政に適切に反映されるよう努めることが市民自治推進に重要であり、現状における市の取組を条例で担保するため、改正が望ましいとされたものです。

提言された具体的な改正案は、資料の下段の下線の部分に記載のとおりであります。札幌市では、まずは市の取組のさらなる実効性を確保するため、報告書の趣旨について全市に向けた通知を行うなどの対応を行ったところであり、自治基本条例の見直しについては、市民自治と関係の深い町内会に関する条例の検討状況等も見ながら、適宜、判断していくものとしたところです。

また、札幌市の主な取組等については、後ほど、資料2を説明する際に改めてお話しいたします。

14ページ目をご覧ください。

第28条関連で前のページからの続きになりますが、上段部分では、第3次推進会議での施策の評価として、まちづくりセンターの活用や地域による自主運営化が取り上げられています。

地域による自主運営まちづくりセンターにつきましては、平成26年4月から自主運営を開始した南区の簾舞まちづくりセンター以降、新たに開始したところはなかったのですが、このたび7年ぶりに、令和3年4月から東区の栄東まちづくりセンターが自主運営に移行することが決定しているところです。

次に、第29条の区におけるまちづくりについてですが、第3次推進会議では、施策の評価として、区民協議会の担い手確保について取り上げられていました。

区民協議会は、区によって参加団体の規模や活動内容も異なりますし、今年度は、新型コロナウイルスの関係で、例年に比べ、地域におけるまちづくり活動を行うことができなかった地域が多いと聞いておりますが、各区ではそれぞれの特色を生かした様々な活動が行われているところです。

なお、第7章以降の条文については、次回の会議以降に改めて資料をお渡しする予定でございます。

資料1については以上でございます。

○石黒座長 前回の会議で出た積み残しの質問についてのお答えと、本日の検討対象部分の説明をいただきました。どちらについても構いませんが、さらなる質問、あるいは、確認なされたい点等がございましたらお出しただければと思います。

資料1はこれからの議論の中で質問や意見が当然出てくると思いますが、今の時点であればということです。

ここで1点お聞きします。

先ほど資料1の12ページで市民インターネットアンケート調査結果についてご説明いただきました。情報提供を十分に行っていると思うかについて、平成28年度と令和元年度で比べると数字が下がったという結果を教えてくださいましたが、どうしてそうなったのか、その理由は何か、検討されているのかなど、何かあれば教えてくださいたいと思います。

○事務局（植木市民自治推進係長） 第26条のインターネットアンケート調査結果ですが、なぜそう答えたかということをも市民の皆様から聞ける訳ではないので、正確な理由については分かりません。ただ、想定される要素としましては、ここ数年で即時性の高いSNSによる情報提供が進んでおりまして、市民がそうした環境に慣れてきた結果、より迅速な情報提供が求められるようになってきたのではないかと考えられます。

また、胆振東部地震の際にツイッターでの発信は行われていたのですが、ホームページは更新をしていなかったもので、その際にツイッターの登録者が一気に増えたとは聞いております。さらに、ここ数年、こういった情報提供に関する市民の意識が変わってきているということもあるのではないかと思います。

そのほか、私どもからの資料提供の方法として、広報さつぼろが平成30年5月号から提供の形をリニューアルしておりますので、そういった外的な変動要素による影響もあり得ると考えております。

○石黒座長 ほかの方からございますか。

○鈴木委員 今、座長がご質問されたことは私もお伺いしたかったところなので、関連して質問いたします。

アンケートの性格上、あまり細かいところまで聞けないのかもしれませんが、例えば、年代や性別といった属性のクロス分析はされているのでしょうか。

○事務局（植木市民自治推進係長） アンケートを取るに当たりましては、性別や年代別の集計データもございます。

例えば、「市政に対する市民への情報提供を十分に行っていると思いますか」というところで「ある程度そう思う」と「あまり思わない」が比較的大きく変わっている年代を見ると、50代の方につきましては、「ある程度そう思う」という方が平成28年度から令和元年度ではかなり減っております。ただ、なぜこの年代なのかまでは分析しておりません。

○鈴木委員 今、50代がというお話がございました。アンケートを取った中で分かる情報、例えば、ほかの質問項目で今言った属性等の質問をされているのかどうかは分かりませんが、属性の他にも「関心のある・なし」ですとか、「参加意識について」とのクロス集計等、追加でというところ恐縮ですが、可能であれば、せっかくの貴重なデータですから提示していただきたいなと思います。

数字だけが独り歩きしても仕方ないと思いますし、あまり細かい話をしても無意味かもしれませんが、やはり、市政やまちづくり活動に関心があるかないか等にも起因しますので、もしそういったデータが出せるのであればいただければと思います。

また、10ページにあります「参加機会を十分に提供しているかどうか」についてです。この数字が多いと見るか少ないと見るかもありますが、「思う」という回答が「思わない」という回答に比較して少ないということもありますので、先ほどの件と併せ、分析していただきたいなと思います。

○事務局（植木市民自治推進係長） 今お話がありました資料提供などについては、次の会議までにこちらで示せるものを整理したいと思います。

○鈴木委員 可能な範囲で結構ですので、よろしく願いいたします。

○石黒座長 ほかにございませんか。

○宮本委員 私は、第6章の第1節のところが気になるので、意見を言わせてもらいます。

関係条例等の一番最初のところに書かれている職員のための情報共有・市民参加推進の手引きというところで、この条例を見せてもらいましたが、参加や情報提供の手法が大変具体的に書かれていて、大事だなと思いながら拝見しました。ただ、これは平成20年の策定ということで、それからもう10年がたっています。その間、情報共有も市民参加の形も変化してきているのではないかと感じています。

特に、先ほどお話にもあったように、今は、LINEで情報提供していたり、札幌市でユーチューブのチャンネルを持っていたり、ツイッターで災害の情報を発信されていたりするのですが、もしかしたら今はそちらのほうが多いのではないかと思うのですが、それが記載されていません。

また、市民参加に関しても、私は、去年から市民のオンラインでの参加がぐっと増えてきているなと感じていますが、これも手引の中に書かれていないことを考えると、この手引は見られているのかな、更新が必要ではないのかなと思いました。

さらに、頭に「職員のための」と付いているので、どういう情報提供があるのか、市民参加できるのかということを知りたい市民のための資料にはなっていないのではないかと感じました。市民こそ知る必要があるため、市民のための手引が必要になるなと感じました。それがこの条例に基づく市民参加条例に、これまで話として出てきている中での具体的な手法を盛り込むものへとつながるのかもしれないなとも思いました。

○石黒座長 資料の確認が終わった後にご意見をいただこうと思っているので、今のお話については、後でもう一回言ってもらえる必要はないですが、そこで出されたということに

したいと思います。

ほかに資料について確認なされたい点はありませんか。

○皆川委員 2点ほど質問をします。

一つ目は附属機関の関係です。

確か、札幌市は附属機関が九十幾つあるということでした。そんな中で公募委員制導入機関の割合が30%弱しかないということは、それだけ専門性が高く、市民参加ができないようなものが多いということなのか、教えていただきたいと思います。

二つ目は、10ページのパブリックコメントの件です。

いろいろな施策についてパブコメを募集すると思うのですが、パブコメで出てきた意見に対するその後の処理の標準的なプロセスを解説していただきたいです。具体的には、担当者レベルで採否を決め、上に書類を回すだけなのか、別に新たな会議体を持ってパブコメ全体の審議をしているのか、そうしたパブコメの処理のプロセスを教えてください。

○事務局（植木市民自治推進係長） まず、附属機関の公募委員についてです。

附属機関において公募委員制を導入するかどうかについては、附属機関の業務を所管している各部局において、附属機関の目的からどういった委員に参加いただくかを判断しております。その中で、考えられる理由ですが、専門性が高いというのはもちろんあると思います。個別のところでの判断となりますので、今、こちらからこれについてはなぜかということはお答えできないですが、結果として公募委員制を導入しているところは大体3割ということです。

また、パブリックコメントの処理手続の流れについて改めてお話ししますと、まず、制作案の作成段階でそれを公表し、それに対しての意見を募集し、寄せられた意見に対してはこのような考え方をしていますといった市のコメントを付し、公表しております。

公表内容につきましては、それぞれのパブリックコメントの政策案を所管しております各部局の内部で市としての考え方を決定し、公表するという流れです。

○石黒座長 出てきた意見について検討した結果、理由も付して表示されているというのは、パブリックコメントの手続というよりは進め方ですね。皆川委員の質問は、その検討はどのようなふうに行っているのかということだったかと思いますが、分かりますか。

○皆川委員 内部の検討の具体的なところを教えてくださいました。

○事務局（植木市民自治推進係長） 所管部局の内部で、決裁権者の下、検討して決裁を取った上での公表という流れになっていると思います。

○石黒座長 結局、出てきた意見の重大さによって、原案をつくった委員会みたいなものがあれば、そこにもう一回かけたり、全て検討済みのことが出ているのであれば、ほとんどそのままの理由をつけて出したり、違いが出てくるのかなと勝手に思っていたのですが、中での統一ルールはないですね。

○事務局（植木市民自治推進係長） 統一ルールはありません。例えば、市内部以外の方にも確認してもらうなど、そういった細かなルールまではございません。

○石黒座長 これについてはまた議論のところであればと思います。

それでは、ほかにご質問等があればお願いします。

○池田委員 11ページの青少年や子どものまちづくりへの参加というところに主な取組とあるのですが、小学生や中学生を対象に行っているということですか。

○事務局（植木市民自治推進係長） こちらについては、小・中学生向けの冊子みたいなことも載せていますが、次世代の活動の担い手育成事業など、いわゆる大学生レベルの年代も対象にして取り組んでいるものもございます。

○池田委員 未来のこと、子どもたちが決めるものというのは、高校生から大学生ぐらいのときに、こういうことをやっているのなら僕も参加しよう、私も参加しようという思いが目覚めるのではないかと思うのです。だから、高校生や大学生に出前講座をして、若年層に自治基本条例があるということを認識してもらおうと、今後、大人になったとき、その認識が伝わるのではないかなと思うので、できればそういう方向も入れてほしいと思っています。

○石黒座長 小・中学校の児童生徒だけではなく、高校や大学の学生に対しても機会を増やしていくことが必要ではないかというご意見でした。

今、出前講座というお話がありましたが、第24条関係ではないところでやっているのではなかったですか。

○事務局（植木市民自治推進係長） 出前講座は、本当に多様なメニューがありますが、市民の方から来てくださいますという要請を受けて行くものとなります。もちろん、若年層の方に行ってほしいという要望があれば行くことになろうかと思います。

○石黒座長 記憶がはっきりしませんが、それこそ、鈴木委員の大学のゼミの人に参加してもらい、まちづくりへの参加や啓発活動を結構やられているという印象を勝手に持っていたのですけれども、いかがですか。

○事務局（柴垣市民自治推進課長） 次世代の活動の担い手育成事業と記載していますが、その中では、大学でサークル活動をされている方々に、地域のまちづくりをお手伝いしてもらおうという形で参加していただき、地域というのはこういうふうに戻っているのだということを実体験していただくということを進めております。

○石黒座長 そういうこともやっているけれども、さらに進めていくことが重要ではないかというご指摘を質問とともに出されたということです。この点についてはほかの方からもご意見があれば後で出していただきたいと思います。

ほかにも資料で確認したいことがあればお出しいただければと思います。

○宮本委員 質問させてください。

第6章第1節の第21条の3の(4)の「性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。」に関してです。

私が事前にお聞きした中では、性別や年齢、障がい、国籍に関しては、様々な配慮がされている条例や制度があるということでしたが、経済状況と文化的背景の二つに関し、現

状、具体的な配慮や制度みたいなものがあるのかどうかを知りたいです。

○事務局（植木市民自治推進係長） （４）につきましては、今おっしゃられたように、例えば、性別であれば男女共同参画の施策や、年齢では子どもに対する施策など、具体的な条例みたいな背景があるものもございしますが、経済状況のように必ずしも明確に合致するものがないものもあろうかと思えます。

一般論として、市民参加の施策を各部局が検討するに当たり、経済的に恵まれた方であれば参加できないというやり方は当然行うべきではございませんし、ここに書いてあるように、市民参加に不利益となることのないようなやり方で行っていかなければなりません。今、この場で明確に合致する施策を言うことはできませんが、各部局においては当然の認識として実施していくようにしております。

○宮本委員 意見を言わせていただきます。

認識があるのは分かるのですが、これをどうやってやるのかという具体的な例や取組がないとやりにくいという印象を持ちました。

○石黒座長 ちなみに、最初のご質問は、性別や年齢で不利にならないように、それを支えるというか、促進するみたいな、障がいなどのハンディーになりそうなものをカバーしていく制度や条例というような話が出されましたよね。でも、もう一つは、今ご説明があったように、例えば、どちらかの性だとやりにくくなってしまわないのかというのをはなるべくしてはいけませんよと意識して、いろいろな事業その他をやられているということでしたよね。

あるところで何かをやる時、これだったら私のような者は出られないではないかという意見が出てきて、確かにそうだとしたとします。こういうことをやる時にはこういうことを考えなければいけないと、やった部署は把握すると思うのですが、そういうものをほかに対して、例えば、この項目は経済状況によって参加に制約を受けることになってしまうので、気をつけたほうがいいのかという情報を、庁内全体に共有できるようなシステムはあるのでしょうか。

○事務局（植木市民自治推進係長） 市民から様々な声が寄せられたときには事業を所管している部局に情報を回しており、市民参加や自治基本条例に係るような市民からの申立てがありましたら私どもにも同時に情報提供されるという仕組みになっております。

ただ、基本的には、関係性のある部局に対するものとなっておりますので、市役所内の全部局に自動的に通知が行くということにはなっておりません。

○石黒座長 自分で質問と言いながら意見を出して申し訳ないのですが、先ほど、手引をバージョンアップしていくのはどうかという話がありましたよね。私は作ってからの10年の間にバージョンアップしていたのではないかと思ったのですが、大幅な改定をしていないことは間違いないので、その中に、こういうことが改善点としてあったので、きっちりしましうみたいな形で増やしていくこともやっていったらいいのかなと思いました。

ほかにございませつか。

○武岡委員 まず、11ページの第24条についてです。

第3次の推進会議で「必要な配慮」というものを具体的に示す必要があるかどうかを検討された結果、自治基本条例というのは、相当程度の抽象度や包括性を持つ必要があるし、ほかの条例でも具体的に記載されているということで、見送ったというご説明がありました。ただ、こういう前例があると、今後、この会議でもこういうふうに直していったほうがいいのではないかといい制約が課されたような気持ちになってしまいます。

自治基本条例は、前文で「まちづくりの最高規範」と規定されています。最高規範というところ、やはり、憲法が思い浮かびます。日本国憲法は、改正のハードルが非常に高く、硬性憲法と言われますが、この自治基本条例は、一定期間ごとに見直しをし、時代の変化に合わせて柔軟に変えていくことが予定されていると思うので、抽象度や包括性もある程度は必要かもしれませんけれども、こういう前例があったとしてもちゃんと必要があるところを変えていくというスタンスで行きたいなと感じております。

さらに、私は前回、LGBTのことを申し上げたのですが、あその後、いろいろと考えてみました。多様性を尊重するという点では、LGBTなどの性的志向だけでなく、従来からあった女性への差別をなくしていくことも大切です。近年でも、「Me Too運動」とか、日本でも「KuToo」のハッシュタグをつけるということが盛り上がりました。

また、障がい者や外国人が増えているという世の中の流れがあります。国連のSDGsも「誰一人取り残さない」とうたっていて、札幌市も「SDGs未来都市」に選定されているはずなので、そういう変化もしっかり踏まえて検討していきたいなと思いました。

ここまでは感想ですが、二つ質問がございます。

第28条については第3次の推進会議で改正案が出ていたと。ただ、当時、既に町内会条例の制定を目指されていて、そちらとの関連があるということで、前回の会議での改正は見送ったというふうに理解していたのですが、合っていますでしょうか。

○事務局（植木市民自治推進係長） そのとおりでございます。

○武岡委員 新聞報道によりますと、今まさに、町内会条例の制定に向け、町内会の方へのヒアリングを行うということでしたが、その状況がどうなっているかをお聞きしたいと思います。

また、今年の4月1日から新たにまちづくりセンターの自主運営化を始めるというご報告をいただいたのですが、まちづくりセンターのほうからそうしたいとなったのか、それとも、市役所から働きかけたのか、その辺りの経緯を教えてくださいたいと思います。

○事務局（柴垣市民自治推進課長） それでは、町内会に関する条例の制定に向けた手続の状況について、私からご説明をさせていただきます。

今、委員がおっしゃられた新聞報道というのは、多分、11月の新聞記事だと思います。

まず、町内会条例がなぜ必要かについてのきちとした説明と意見交換をしたほうがいいというお話があります。また、町内会条例というのは理念条例を目指しておりますが、

理念だけではなく、具体的な町内会にとっての支援策になるようなものを示したほうがよいのではないかということです。この二つについて、地域の町内会に入り、意見交換することを目指して進めておりましたが、コロナの集中対策期間に入りまして、地域との意見交換ができていない状態となってしまいました。

札幌市は、現在、北海道の警戒レベルの4相当という状態になっておりまして、感染者数を見ると、今後もまだ続くような状況になっておりますので、意見交換会はしばらくできないかなと思っております。

また、自主運営の話については、札幌市から地域でやっていただけますかと働きかけたのではなく、地域から自主運営をやりたいというお話を受け、それであれば地域の中でそれをちゃんとオーソライズした上でこちらに申し出てくださいという流れになってございます。

○石黒座長 ほかにご質問や確認なされたいことはございませんか。

○柴田委員 第28条第2項の「まちづくりセンターは、町内会、自治会等の地縁による団体若しくは地域においてまちづくり活動を行うもの（地縁による団体を除く。）」というところが私には理解できなかったものですから、教えていただきたいと思えます。

○事務局（植木市民自治推進係長） この条文の趣旨についてですが、「地縁による団体」というのは、前のところにございますとおり、町内会、自治会等となります。さらに、「地域においてまちづくり活動を行うもの」というのは、当然、町内会、自治会も入っており、重複するので、こう書いたのだという解釈でよろしいかと思えます。

○柴田委員 一般の方が読むと理解が難しいのではないかなと思えます。

○石黒座長 条文の規定や文言の使い方などが理解しにくくなっているのではないかということです。内容としては今説明いただいた趣旨ですけれども、確かに、地域の団体は外れてしまっているみたいな感じになっているかもしれないですね。

地縁による団体と地域においてまちづくり活動を行うものとを分けていますが、その違いで扱いが違ってくるのでしたか。

○事務局（植木市民自治推進係長） 「地域においてまちづくり活動を行うもの」というのは、町内会、自治会のほかに、例えば、NPOなどの団体や商店街もあります。これは恐らく法律的な言い回しということになってくると思うのですが、「地域においてまちづくり活動を行うもの」というのは、町内会、自治会、NPO、商店街、場合によっては個人や企業など、本当に様々ございます。その中で、前段で町内会、自治会と既に書いてしまっているの、それは除くものという書き方になっているということでもよろしいかと思えます。

○石黒座長 私は法律をやっているの、なじむといえなじむのですが、ご指摘のとおり、特に、自治基本条例のような場合、こういう規定の仕方はどうなのかというのは確かにあると思えます。

しかも、クロスするものはあります。どちらかにしか入らないという訳ではなく、両方

が重なるような第三の類型とっていいのかわ、混ざっているものですね。それでわざわざこういうふうを書いて、別のものが2種類ありますという感じで分ける必要はあるのかなと思います。ただ、間違っているとすると変えなければいけないことになると思うのですが、分かりづらいというだけの場合、ここを改正すべきかどうかは議論となると思います。

あるいは、解説に分かるように書いていたでしょうかね。

○柴田委員 一般的に読むと、どうして二つ重なっているのかなという疑問があったものですから、ここら辺は文言の変更が必要かなと私は思います。

○石黒座長 そういうご意見があるということは押さえておきましょう。

最後にどういうふうに変更案という形で提案するのか、そういう指摘があるということで、誤解が生じないように工夫していくべきであるというような内容の提言など、いろいろあると思いますが、まず、そういうご指摘とご意見があるということです。

ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○石黒座長 先ほども言ったように、議論、意見出しになったところで、今まで出た意見等についても、関係する話とか、違う意見とか、出していただければと思います。

次に、資料2の説明に移っていきたいと思います。

○事務局(植木市民自治推進係長) 続きまして、資料2の札幌市における市民自治の主な取組の状況について説明いたします。

札幌市では、自治基本条例の各条項に関する各種の施策や事業等に取り組んでいるところでありまして、本資料は新たな取組や特徴的な取組について抜粋し、詳細を掲載したものであります。

初めに、左側の第23条の市民によるまちづくり活動の促進についてご説明します。

まず、市民まちづくり活動促進条例の策定ですが、この条例は、自治基本条例第23条に、市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民によるまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする、この場合において、市は必要な条例等を整備するものとする定められていることを受け、自治基本条例施行の1年後となる平成20年4月1日に施行されました。

また、同条例には、市民まちづくり活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民まちづくり活動の促進に関する基本計画を策定しなければならないという定めがありまして、これに基づき、札幌市市民まちづくり活動促進基本計画が策定されています。

この基本計画には、策定よりおおむね5年経過の後、同計画の見直しを行うことが明記されておりまして、令和元年5月に計画期間を令和元年度から令和5年度とする第3次計画が策定されたところであります。

次に、市民によるまちづくり活動の促進に係る取組についてですが、資料に記載のとおり

り、様々な事業に取り組んでおります。

時間の都合もございますので、一部のみの紹介とさせていただきたいと思っております。

まず、新たな活動の場創設支援事業をご覧ください。

この事業に関しては、もともと、令和元年度よりも前から地域活動の場整備支援事業という名称で実施していたのですが、その内容の見直しを図り、より利用しやすい仕組みとして、改めて令和元年度から実施しているものとなります。

事業の内容としては、地域の創意工夫によるまちづくり活動をより一層活性化させるために、住民主体のまちづくり活動とその場所となる施設の改修を結びつけた企画提案を募集し、採択された企画についての補助を行っているものですが、以前は企画案の採択から施設の改修まで単年度で行っていたものを、令和元年度からは余裕を持って2か年で行えるように改善を図ったものとなっています。

また、市民の皆様からの寄附を札幌市が募り、町内会、ボランティア団体、NPOなどが行うまちづくり活動に助成するさぽーとほっと基金につきまして、この資料には記載していませんが、令和2年4月からホームページ上に掲載された各協賛企業のバナーをクリックすると、当該協賛企業がクリックした人に代わってさぽーとほっと基金に寄附を行うというクリック募金という新たな取組を実施しております。

続いて、資料の右側をご覧ください。

こちらは、第26条の情報提供についてです。

市政やまちづくり参加に関する情報提供としては、私ども市民自治推進課で市民参加メールマガジンの配信を行っております。登録者数は資料に記載のとおり、約490人ぐらいですが、郵送アンケートの送付時などに登録の案内文を同封するなどして、利用者の増加に向けて取り組んでおります。

また、札幌市公式ホームページのトップページに市民が参加、傍聴できる札幌市所管の会議やシンポジウムなどの予定を掲載したページへのリンクを貼ってありまして、市民の皆様が閲覧できるようにするなどしております。

次に、対話型の情報提供である出前講座の実績について掲載しております。

出前講座は、市職員が市民の皆様からのご要望に応じて地域に出向いて説明を行うというものです。今年度の件数について、最終的な数字がどうなるかはまだ分からないのですが、コロナの影響により、今年度は例年に比べてかなり減っている状況と聞いております。

続いて、各種広報の実施状況について掲載しています。

表の下段に※印で補足情報を記載しておりますが、このうち、ライラックマークというのは市の広報印刷物に掲載しているマークであり、この取得件数が多いということは、それだけ多くの種類の広報印刷物が作成されたものと言えます。

また、SNSを活用した広報の取組として、資料に記載のとおり、ツイッター、フェイスブック、インスタグラム、LINEの4種類があります。

具体的な内容として例を挙げますと、札幌市の各種施策、観光・イベント情報などの提

供のほか、相談を受け、それに対する助言や支援を行うといったものなど、多様な内容が展開されております。

新しい取組としましては、令和2年11月からLINEによる札幌市からのお知らせ情報の配信サービスが開始されておりまして、自分が興味のある分野や施設などを事前に登録しておくことで、希望する情報を受け取ることができるようになっております。

では、資料のページをめくりまして、2枚目をご覧ください。

第28条のまちセンを拠点とした地域のまちづくりと第29条の区におけるまちづくりについて掲載しています。

資料左側では、それぞれの地域で様々なまちづくり活動に取り組んでおります、まちづくり協議会と区民協議会についての説明を掲載しましたので、改めてご覧ください。

まず、まちづくり協議会は、おおむねまちセン単位で、資料にあるとおり、町内会や商店街、ボランティア団体、さらには個人など、多様な活動主体が幅広く参加し、緩やかに結びつきながら連携・協働する地域横断的な組織とされています。

まちづくりセンターでは、協議会の設立や運営などについての支援を行っております。

区民協議会は、まちづくり協議会とは異なり、区民と行政、所管は区役所ですが、こちらが協働でまちづくりに取り組むことを想定し、事務局が各区役所に設置されております。

また、資料下段には、まちづくりセンターが関わっている地域のまちづくり活動事例の件数の推移を表にして掲載しております。

一番上の総事例数には既に廃止になった事例も含まれておりますが、現在も行われている事例数としては、継続事例数の部分をご覧くださいと思います。

また、新規継続というのは、まちづくりセンターの仕組みが設けられた平成16年度以降に始まった事例を計上しておりまして、既存継続というものは、まちづくりセンターの前身である連絡所というものがあつた平成15年度以前からの事例を示しております。

続いて、資料右側ですが、こちらは未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業というものについて記載したものです。

この事業は、区や地域の特性を生かした市民自治の精神に基づく市民の主体的なまちづくり活動を支援することを目的として、一部を除いて、各区に予算を配分し、区の創意工夫や裁量を生かした取組を実施できるようにしているものです。

事業の内容によって枠組みを設けておりまして、資料下段の活動実施状況に記載したとおり、各区において非常に多くの事業が実施されているところです。

事務局からの説明は以上でございます。

○石黒座長 資料2について、ご質問や確認なされたい点など、何でも結構ですが、ご発言をいただきたいと思ひます。

○武岡委員 条例の第28条で、「まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり」についてうたわれています。一方で、令和元年度から、新たに、「新たな活動の場創設支援事業」というものを始められたということでした。

これにより、具体的にどういった施設の整備や改修費用を補助していらっしゃるのか、教えていただきたいと思います。

○事務局（柴垣市民自治推進課長） 新たな活動の場創設支援事業についてですが、地域でグループを作っていたいただいた方々が、その地域の課題を解決するための必要なスペースについて、例えば、普段は使われていない空き家、あるいは、会社や企業関係のスペースが空いており、長くご利用をいただけるようなスペースを課題解決の目的の活動内容に沿って改修工事し、そこで活動していただくというものです。

○武岡委員 確か、まちづくりセンターは、利用率や認知度が低かったのではないのでしょうか。例えば、第2回の会議で配付されたインターネットアンケート調査の結果を見ましても、利用したことがないという方が8割を超えているぐらいで、これは大変もったいないことだという思いがあるのです。

そういう新しい試みも大切だとは思いますが、まちづくりセンターの認知度や利用をもっと進めていくような取組というのはされているのでしょうか。

○事務局（植木市民自治推進係長） まちづくりセンターの認知度につきましては、まさにおっしゃられたとおりで、低いと言わざるを得ない状況だというのはこちらも認識しております。

まちづくりセンターの利用につきましては、私ども市の広報手段として、パンフレットやホームページということは当然あるのですけれども、利用していただく地域の方がどのように使えるかについて、例えば、実際に使われている方からご意見を聞くなどしながら、どうしたらいいかを考えていかなければいけないと考えております。

○石黒座長 関連したことほかのことでも結構ですが、ご質問をお願いします。

○柴田委員 今年、新たな活動の場創設支援事業というものができたということですね。

手前みそですけれども、私どもは、その前の地域活動の場整備支援事業に応募をさせていただき、改修費用をいただいた訳ですけれども、その経験から申します。

立候補するためにいろいろと相談し、検討することによって、今までの町内会活動よりも発展的な発想ができたことは事実です。

それに、その発想の基盤となるものは、今までがこうだからではなく、今後はこういうような活動をしていかなければいけない、そのためにはこういう改修が必要だということで、自分たちの町内会活動をするに当たって、未来志向になったといいますか、そういうところはよかったなと実感しております。

○武岡委員 柴田委員がお使いになったのは、まちづくりセンターですか、それとも、別の施設ですか。

○柴田委員 私どもの町内会は、自分たちの町内会館を持っているのですね。でも、そこが非常に老朽化しており、使いづらいということ、それから、高齢化している関係もありましたので、和室を洋室に変えたり、いろいろな層の年代の方が便利に使えるようにしました。

それから、一番大事にしたのは子どもです。子どもが利用し、町内会に関心を持っていただければということでした。

実は、私どものところでは居酒屋を計画したのです。2か月に一遍の居酒屋です。これは、1階で居酒屋をやります、2階のホールは子どものためのキッズスペースにし、そこで子どもを遊ばせようというものです。というのも、子どもをとりますと、若いお父さんやお母さんが必ずついてきますよね。そして、お酒を飲みながら新しい輪ができて、若いお父さんやお母さんが地域活動に非常に興味を持ってくれるのではないかと、これは一石二鳥だなということです。

今、コロナでやっていませんけれども、いい企画だったなと思っておりますし、今後ともそういうことを続けていきたいなと思っています。

○石黒座長 前の段階からの制度のおかげで活発化したというか、新たなものに発展したというご紹介をいただきました。ありがとうございます。

関連したこと、または、ほかのことでもよろしいですけれども、何かございませんか。

○宮本委員 資料2の第26条に書かれている対話型の情報提供についてです。

情報提供が大事で必要ですということですが、圧倒的に多いのは市役所からの発信で、ホームページに載っています、チラシに載っています、こういうデータが出ていますというものです。このような発信に興味のある人はアクセスしてください、来てください、見てくださいというスタンスの情報提供が圧倒的に多い訳ですよね。

でも、真ん中の対話型の情報提供というのは、市役所からお伝えをしに行きますよというものですよね。そして、一方的に情報をお伝えするだけではなく、お話するといいますか、お互いに知らないことや分からないことについて対話するというもので、これは大事だなと思って見ていました。

ただ、コロナ禍ということがあり、減少傾向にあるということですよ。それに、年々減ってきているなどこの数字を見ていて思いました。

これは対面式のやり方しかないのかなと考えていたのですが、対面ではない別メニューは検討されているのか、今の時点で何かあればお聞きしたいです。

例えば、オンラインでの対面型がありますよね。それで、質問ができたり、意見交換ができたりするような出前講座など、何かあればお聞きします。

○事務局（植木市民自治推進係長） まず、出前講座についてですが、少なくとも、私どものほうではそういったオンライン的なものがあるという具体的な話は聞いておりません。

ただ、そうした出前講座ではないのですが、市が行うシンポジウムなど大人数が集まるもの、あるいは、会議などについては様々な部局でオンライン開催するという事例が幾つか出てきていると認識しています。

具体的なものについてはこの場でお答えできないのですけれども、そういったものが何件かあるとは聞いております。

○石黒座長 関連したことやほかのことでも結構ですが、ほかにごございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○石黒座長 それでは、議論の中で質問が思い浮かびましたら、質問をしていただければと思います。

それでは、以上で事務局からの資料の説明が終わりました。

ここからは、前回と同様に委員の皆さんから意見等を出していただきたいと思います。事務局のご提案では、今回の会議では、先ほども説明がありましたけれども、条例の第6章について、現状評価、課題出しをしてほしいということです。

資料1の9ページからになりますが、第6章の第21条のところから意見を出していただければと思います。

先ほど宮本委員から質問とともに意見が出されましたけれども、まず、補足してお話ししたいことはありますか。

○宮本委員 重複するかもしれませんが、お話しいたします。

まず、参加の具体的な手法の更新が職員のためにも必要かなと思いましたし、市民のためにも、手引や何かの条例等が必要だなと感じています。

先ほど座長にお話しいただいた経済状況や文化的背景で、特にこの辺りは目に見えないものだと思います。数字でも分かりづらいものです。でも、目に見えないからこそ、認識だけではなく、どうやってやるのかという手法をしっかりと書くことが必要かなと改めて思いました。

○石黒座長 先ほど出され、そして、今、補足であった宮本委員から出された点に関してご意見やご質問はございますか。

バージョンアップしていく、それは、職員に対してだけではなく、市民にも広まるようにということでした。また、そのバージョンアップの内容の一つとして抽出しなければいけない点のご指摘もあったかと思います。

前回でしたか、武岡委員から前文のところについてご意見があり、条文改正も視野に入れたほうがいいのではないかとありました。たしか、LGBTその他の関係だったかと思います。皆川委員からは、条例に書き込むのは反対、私からは改正ではないとしても、取組か何かのところに入れたらいいのではないかと話していました。

条例の第21条第3項第4号の性別について、ずっとこういう感じでやってきたと思うのですが、今は新しい考えが出てきており、男女だけはないという観点も含め、不利益を受けないようにしなければいけないのだろうということです。ただ、それはどういうふうにやっていくべきなのかの答えがまだ出ていないといえますか、世の中全体として模索中かなと思います。それも踏まえてですが、バージョンアップの内容の一つとして考えていく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○皆川委員 第21条の関係で何点か意見を出したいと思います。

今、男女のお話があったのですが、前回の平成28年度のと時の評価で、附属機関の女性委員比率40%が求められていたにも関わらず、令和元年度の実績が31.2%

です。附属機関の平均的な委員の任期2年を考えると、平成28年に指摘がされた訳ですから、やる気になれば2年後に改善できる訳です。しかし、それがされていなくて、これはやはり問題かと思います。

合わせて、附属機関の関係で言うと、公募委員の導入割合29.5%についてです。これも低過ぎるので、ぜひ、もっと高い目標設定をしていただきたいなと思います。

また、公募委員の割合も4、5%台ですよ。この審議会は市民委員が2人で、30%を切るぐらいで、率としては結構高い訳です。でも、ほかを見ると4%や5%ということで、これは低過ぎるので、ぜひ高い目標設定をしていただきたいと思います。

先ほど、公募委員制を導入されている機関において、専門性云々というのは私も分からないところなので、どのレベルがいいのかは私には言えませんが、公募委員については、少なくとも、30%から40%ぐらいは必要なかなと思いますし、導入機関数についても一定の目標を設定して取り組んでいただきたいと思います。

次に、同じ第21条でパブコメの関係です。

先ほど質問したとおり、せっかく寄せられた市民からの意見が、貴重な意見として扱われているのかが非常に気になるところです。でも、そのプロセスを各部局に聞いてくださいというのも難しい話かなと思うのですけれども、そこを大事に考えたいと思うのです。

私が思うに、各部局が判断したパブコメの意見に対する採否が適正かどうかを、どこかでチェックできないかなと思ったのですけれども、市に対してそこまで求めるのは難しいかなと思っています。可能であるとすれば、前回お話しした行政評価委員会でチェックしていただけるのがいいのかなとは思っています。

市民自治推進本部会議の資料の中でパブリックコメントの実施状況という数字が出ているのです。やった件数と意見総数について、大体1,000から2,000ぐらいと出てきているのですが、その実績の表の中に、採用された意見の数をデータとして載せてほしいのです。

前回の質問に対し、広報・広聴関係について、採用した意見数の把握はされていないという回答があったと思うのですけれども、パブコメについては採用した意見数がどれだけあったのか、そこをパブリックコメント制度の実績評価の数字とするというのはどうでしょうか。玉石混交はあるのでしようけれども、何件の意見が出てきたというのは実績評価ではなく、出てきた意見のうち、採用された意見が何件あったというのを実績評価とすべきと思うので、ぜひ、評価指標となる数字の把握、集計、公表をしていただければと思います。

○石黒座長 確かに、出された意見の採択数を取ることはそんなに難しくないのではないかと思います。

ただ、今、それを評価する仕組みはないですよ。どこかにチェックする場があるということはないですね。

○事務局（植木市民自治推進係長） パブリックコメントは、施策を所管している部局が出していきまして、それを第三者的な部局が適切かどうかといったことを評価するというのは行っておりません。

○石黒座長 条例案もパブリックコメントに出されるのですでしたか。

○事務局（植木市民自治推進係長） はい。

○石黒座長 その場合、ある意味では議会がチェックすることになりますよね。こういう意見が出ているのに採用していない、原案が変わっていないのはどうだというのはあると思いますし、本来、それをやるべき場所だと思うのですけれども、それ以外のものについて、ほかにも個別の問題があるのかもしれませんが、一般的な制度やルールはないので、考えていかなければいけないものであることは間違いないかもしれませんね。

ただ、数字についてはそんなに難しくないのではないかなと思います。

パブリックコメント関係でほかにご意見はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○石黒座長 それでは、委員の公募制、あるいは、女性委員の比率についてです。

確かに、これは前のときも言われましたし、一般にも言われていきまして、進めていく、広げていくということで、市としても努めてきているということであると思うのです。

一つ、資料の確認をさせていただきます。

9ページの右下ですが、先ほど指摘された公募委員を導入している機関で、女性委員の比率とありますけれども、公募委員の比率というのは、採用していない機関も含めた全部の附属機関の中での公募委員の比率という理解でよろしいでしょうか。

○事務局（植木市民自治推進係長） そうです。採用していない機関も含め、全委員に対する公募委員の比率となっております。

○石黒座長 ちなみに、公募委員制を導入している機関の公募委員の比率は出せる状態にあるのでしょうか。

○事務局（植木市民自治推進係長） 手持ちの資料ではございませんが、提示できるかどうか、次回の会議までに確認させていただきたいと思います。

○石黒座長 公募委員をもっと増やすべきだ、女性委員の比率ももう少し高めるべきだという点に関係し、ご意見はございませんか。

数値目標を入れるべきだ、あるいは、いろいろな事情があるから努めていってもらいたいというぐらいしかないのではないかなど、意見があるかと思っておりますけれども、意見はございませんか。

○鈴木委員 総括的な話になってしまうかもしれませんが、今回の条文の検討に当たって、第21条についてです。

先ほど経済状況の話なんかも出ていましたよね。また、宮本委員もおっしゃってましたし、武岡委員も触れておられましたけれども、今の時代にあっては、やはり、SDGsやユニバーサルデザインなどに配慮する状況になっています。また、札幌市としてもそう

いうことをきちんと打ち出し、宣言をしたり、施策を講じたりしていますので、きちんと位置付けるべきではないかと思っています。

既にされているものもあります。また、札幌市は、これまでも、それぞれの部署でいろいろな形で最大限の配慮はしているかと思っています。ただ、宮本委員もおっしゃっていましたように、それぞれで認識は異なっているかと思っています。また、それぞれの部署、それぞれの方が配慮されていると思うのですけれども、部署間で異なっていたり、ギャップが出てきたりということになります。

様々な業務がある中で統一したものというのは難しいかもしれませんが、ある程度、目標などはあった方がと思います。文言にもよるかと思いますが、努める、あるいは、コミットメントなど、いろいろとありますけれども、目標や具体的な手法、目的、または、先ほども出されておりましたように、バージョンアップについて、きちんと明記したものを何らかの形で位置付けることが必要ではないかなと思います。

明記と言っても様々あると思います。先ほど出されておりました手引、あるいは、これまで議論してまいりましたけれども、具体を定めた関連条例もあります。さらに、これはマスタープランではないので、言い方が適切かどうかは分かりませんが、例えば、アクションプランといったような形できちんと明記することが必要ではないかと思っています。そして、それを情報共有することにより、動機付け、意識付けに役立ててはいかかかと思っています。

対象は職員の方ですね。大きな理念ですので、場合によっては一緒でもいいと思うのです。職員と市民です。あるいは、まちづくり活動というような形で位置付けてはいかかかなと思っています。

最初のまちづくり活動のところでも出されておりましたが、まちづくり活動もワークショップをきちんと位置付けるといいますか、こういった手法があって、それでやっていくことが望ましいなど、きちんと文字として位置付けることが将来的には必要ではないかなと思います。

○石黒座長 条例化する前にも、そういう形にしてはどうかということですね。

○鈴木委員 条例にしる手引にしる、いろいろな形がありますが、目標を明確にするということですね。

○石黒座長 確かに、そうしたことは必要かと思っています。

また、公募委員についてです。

確かに、見てみますと、これは難しいかもねというものがたくさんあるのでしょうかけれども、本当にそういう理由で公募委員を採用できないのですかというものがあるかもしれません。でも、そういうものはチェックをしていない訳ですよ。

公募委員の採用を広げていくべきだとは出ているけれども、実際には、この数字にしかかっていない、そのほかでは採用できていないということですよ。多分、それぞれのところで理由はあるのだと思うのですが、その理由がそれぞれの部署固有の論理であって、

市民から見ればそんなものは成り立たないでしょうということになっている可能性もあるかもしれないですね。それを市の中で確認し、改善できるものであれば、やるべきかもしれません。でも、これはしようがない、無理だという整理はされているのでしょうか。

○事務局（植木市民自治推進係長） 附属機関を所管している部局があるのですが、附属機関を設立する際には、その部局に対し、こういう中身で行いますといった事前協議を行っており、そこで、公募委員についても、このような理由でこうしているという確認は行っています。でも、具体的にこのようにしなさいという指示まで行っているかについては把握しておりません。

○石黒座長 今期にやるということではないですけれども、この会議において、過去からこういう指摘がある訳です。数字は少し改善してきているように思うのですが、はかばかしくない、あるいは、これは改善しているのかという感じですよ。これは本当にしようがないものなのか、そうではないのではないかと、今の状況では私たちには評価できないのです。

4年後ぐらいに次期の推進会議で条例の見直しを含めた検討をやると思うのですけれども、そのときに踏み込んで検討できるようにするためには、そういう資料が必要なのではないかと思うということです。

また、それをやると、その部署において、これはやれるかもね、やらないとまずいかもねと変わるかもしれないと思うのです。何となく、今までのやり方に対し、この会議で指摘するだけということだと、変化はそんなにないのかなという危惧もあります。

それがいいかどうか、あるいは、できるかどうかは分かりませんが、新たな推進のための取組と言うと大げさかもしれませんが、何かをやるべきではないかと思っています。ただ、皆さんとしては、そこまでやらなくてもいいのではないですか、提言を出すだけで十分でしょうと考えるのであれば無理に言うつもりはありません。

皆川委員もチェックのことについては何回か問題にされていると思うのですけれども、いかがですか。

○皆川委員 ぜひ、そういう数値目標を掲げ、推進本部会議で評価してもらいたいと思います。

○石黒座長 内部でそういうことをやって、推進本部会議でということですね。そして、次の期には、それを踏まえ、こういう場で検討する、評価するということになりますので、何らかの取組をしていただきたいなということですね。

○鈴木委員 女性委員の比率について質問です。

公募委員へ応募した人の女性比率のデータは取られているのでしょうか。

その理由ですが、私も様々な委員会にこれまで関わらせていただきましたけれども、学識経験者という立場で出ることが多いのです。自分としては一市民として出ているという意識ですが、各種団体、あるいは、町内会から、例えば、障がいに関することであれば、そうした当事者団体からという枠もありますよね。そうした際、そのような団体に対して

女性を出してくださいと言う訳にもいきませんよね。つまり、団体に依頼し、その団体が適当な方をご推薦していただく訳です。

ですから、幾ら札幌市側で女性の比率を高めたいといっても、団体に推薦していただくという関係もあって、できれば女性をお願いしたいという依頼はできるかもしれませんが、また、制御という言葉はあまり適当ではないかもしれませんが、努力できる部分が少ない訳です。

そういったこともありますので、公募委員の女性の比率がわかれば、努力をするといった指標にもなる訳です。市民全体で見ますと男女比率は半々であり、むしろ女性のほうが多いぐらいです。そういった目標を掲げるのはいいのですけれども、まず、そうしたデータを分析することもあるのではないかと思います。

また、応募された方の女性の比率もあるのでしょうか。

○事務局（植木市民自治推進係長） それは所管部局に確認させていただきます。

○鈴木委員 先ほどは混乱しながら言ってしまいましたが、公募委員として採用された委員の中での女性委員の比率、また、公募委員に応募した女性の比率についてということです。

○石黒座長 それぞれのところでやっているのですが、それを集計できればいいですけども、すぐには行かないのかもしれませんが、ただ、これからできればということですね。

私自身も、鈴木委員がおっしゃったように、関わっている幾つかの会議がありますけれども、事務局の方が大変苦勞して女性委員を探しています。武岡委員はあちらからこちらから頼まれているという感じになるのではないかと思います。女性委員でなってくれる方が少ないので、複数のとなりますよね。しかも、男性は3期まで、女性は5期までできますなどとしているところもあります。そうしないと確保できないということで、そのような苦勞をされているところが多いのも分かっています。ですから、増やせ、増やせと言いくいところがあると思うのですが、目指していただきたいということです。

また、公募委員については無理だから採用していないという話ですが、なぜ無理なのかが示されると、それは確かにねという判断ができますし、それは違うのではないかと思います。評価もできるので、それができるような方向で取り決めをしていただければと思います。

○池田委員 私は、公募委員で女性であります。

女性を増やすためにどうしたらいいかもありますけれども、まず、広報さっぽろにこの業種で公募委員を求めますというものが載るのですね。そのとき、女性を増やしたいという気持ちもあると思うのですけれども、公募をする側から見れば、どの公募委員が自分に合っているのかが分からないということがあります。そして、とんちんかんなどところに行っても話が全然分からず、何も役に立っていないということもあると思うのです。ですから、簡単に女性を増やそうとするのは難しいと思います。

目標としてやっていくのならいいかもしれませんが、ただ公募委員に女性を増やすというのでは、公募するほうとしては、応募してもいいのだろうかと思ひます。ですか

ら、簡単なことではないと思います。

○石黒座長 そう簡単に行く訳ではないというのはそのとおりですね。

ただ、女の人が少ないので、ますます入りにくい、行きにくいということになることもあるかもしれないですね。女性もいっぱいいますよと言うと、ああ、そうなの、ではということがあるかもしれません。

また、片側の性別の人の意見がどうしても反映されてしまうので、できるだけ両性でというのはあるかと思えます。全ての委員会で同じとは言えないと思えますけれども、参加している委員会では、さすが、女性の視点からそういう指摘が出るのだなということは実際に経験していますし、いろいろな目が入ることの必要性はあると思うのです。

ただ、おっしゃるとおり、ただ増やせばいい訳ではありませんし、そう簡単にいく訳でもないのはご指摘のとおりで、進めていっていただきたいということで、今までもそういうことできているのだと思います。

難しさがあることは皆さんも重々承知しているけれども、まだ十分ではないのではないかとことです。そして、それを改善していく試みとして、例えば鈴木委員の指摘などを取り入れて進めていっていただきたいと思えます。

関連したこと、あるいは、ほかのことでもいいのですけれども、ございませんか。

○宮本委員 第22条についてはまだですか。

○石黒座長 それでは、第21条はひとまずよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石黒座長 それでは、第22条に移ります。もしほかがあれば、後で言っていただければと思います。

それでは、第22条についてお願いいたします。

○宮本委員 第22条の住民投票に関する意見です。

第22条に「別に条例で定める」と書かれているところがあり、事前に質問させていただきましたところ、現状、札幌市としては別に定めている条例はないという回答でした。住民投票に関しては、この文章しかないのが現状なのだと理解できた訳です。ここにはないけれども、よりどころは地方自治法第74条第1項になるのかなと思うのですが、主語が「市は」となっていて、市というのは市長と議会ということかなと理解しています。

つまり、市民側が請求できるかできないかに関してはここでは一切触れられておらず、市民から住民投票をやりたいですと手を挙げる権利みたいなものが書かれていないと読みました。でも、私としてはその話を始めるべきではないかなと考えています。

今、道内でも寿都町の核のごみをめぐる関連で住民投票条例についての関心が高まってきていると思っています。道内でもそうした条例を定めているところもありますし、札幌市民も関心があるのではないかなと考えると、市民が請求できるというようなことを含めた議論のスタートはし始めてもいいのではないかなと感じています。

○石黒座長 今、条例制定といいますか、請求ということについては1人ではできない訳

ですけれども、今お話にあった寿都の話などから、そうしたものを条例化するかどうかを議会でやっていた訳です。それに、直接請求という形で市民から求めることはできる訳ですけれども、それ以上という意味なのでしょう。

○宮本委員 それが書かれているといいなと思いました。これだけでは読めないのです。

「市は」という主語だったので、市民ができるということが読み切れないなと思ったのです。でも、私も不勉強なので、もし詳しい方がいたら教えていただきたいと思います。

○石黒座長 条例で定めるところによりやれるということで、そういう条例を作ってくれという形で市民が直接請求をすることはできるということなのです。ただ、あの事例のように、相当な人数が集まったとしても、議会としてそうした条例は作りませんとなれば実現はしません。

そういうことなので、もっと踏み込んで要求できるようにという趣旨なのか、市民からもアクションをしていけるよということを条文の中に入れ、はっきりとさせたほうがいいのかというご意見なのかを確認したかったのです。

○宮本委員 後半のほうの意味合いでお伝えしていました。

ほかの市の自治基本条例の住民投票のところ書かれている文言を見ますと、「市民が」という主語で書かれているところもあったので、そういう書き方が札幌市でもあっていいのではないかなという意見です。

○石黒座長 解説や手引の中には書いてあるのですでしたか。市民の人にも、そういう内容であり、市民からもできるのだよと理解してもらうようにすべきであるということは言えると思います。そこで、条文を変えるべきではないかということに関わったご意見でした。

住民投票について、結果は尊重しなければならないとなっている訳ですけれども、拘束されるような住民投票は違法だという考えが通説です。それに、そもそも、そういうこと自体も駄目だという考え方もかつてはありました。でも、それはそんなことはないです、ちゃんとできるのですよと条例で明記しているということなのです。

そして、その前提として、直接請求で住民から働きかけができるのですというものが従来からの制度としてあって、セットになっているので、入れていないといいますか、わざわざ書いていないということではあるかと思います。ただ、この書き方では、そういうことが理解されないのではないか、条文を変える必要があるのではないかということでした。

住民投票の関係でほかにご意見やご質問がある方はいらっしゃいませんか。

○武岡委員 住民投票については、第22条に基づきますと、宮本委員がおっしゃるように、住民投票条例を新たに作らないと行うことはできません。でも、ほかの自治体では常設型の住民投票条例を作っているところもありまして、そういうものを持っていれば、何か住民投票にかけたいような重大なことが起こったとき、そこから条例を作らなくても、速やかに住民投票を行うことができるのです。

高浜市が先例だと言われていて、ほかの自治体にも幾つか例があるようですけれども、そういう条例を検討するのも一つの案かなと思います。

○石黒座長 確かに、住民投票の条例にも種類があります。先ほどお話があったことで、今、核のごみのことで問題になっていますが、そのことについての住民投票をやるべきだ、それで条例を作ってやろうというもののほか、住民投票をやるべき事柄が別に出てくる可能性があるので、住民投票条例みたいなものを作って、一定の要件があったら住民投票をするというものもあります。

札幌市の自治基本条例の住民投票については、個別のものを想定しているのだと思います。でも、規定から、一般的な、個別ではない常設型の条例は否定されていることではないと思いますので、今、武岡委員がおっしゃったような条例を作るべきだという考えもあることはあると思います。

宮本委員の先ほどのご指摘は、重要な問題が生じるときに住民の側から働きかけ、動き出して、住民投票ができるというようなものなのだ、そういうこともできるのだと分かるような条文にすべきではないかというお話でした。

ほかにご意見はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○石黒座長 今までも個々の委員からご意見が出されました。それらについて最終的にどうするかをちゃんと決めている訳ではありません。それぞれを会議からの提言として出すか、会議の中でこういう意見もあったとするか、それは提言書を作る前の段階で資料の右端に出されているものなども見ながら決定していくことにしたいと思います。今のところ、住民投票について、宮本委員から意見が出されたといえます。

大分残っているのですが、予定している時間がもう来ております。次回、残りの条文について、それから、第21条、第22条について、まだご意見があるのであれば出していただき、続きについても次回に検討したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石黒座長 それでは、本日の議事はこれで終わりたいと思います。

前までのところで出された意見について、資料1として作られている訳ですが、私からこういうことを言ったのに入っていない、私が言ったことかもしれないけれども、挙げ方が変だなどがありましたらご指摘をいただき、場合によっては検討したいと思います。

自分の意見ではなく、人の意見であっても、こういうことではなかったのではないかな、あるいは、出されていたのに落ちているのではないかななどがあればご指摘をいただきたいと思います。

また、今日話したことに必要な資料、あるいは、次回、続いて検討することについてこういう資料が欲しいということがあれば、今までのように事務局に言っていただければと思います。

それでは、事務局にお返しいたします。

3. 閉 会

○事務局（柴垣市民自治推進課長） 長時間にわたり、ご議論をいただき、ありがとうございました。

事務局から2点、連絡事項があります。

1点目は、前回の会議で皆様からご意見をいただいております市民ワークショップのテーマについてです。

市民ワークショップについては、現時点では、新型コロナウイルス感染防止対策をしっかりと取った上で、2月27日土曜日に実施したいと考えております。

テーマについては、当会議で市民参加条例の在り方について議論しているということもあり、市民参加について話をするのはどうだろうかという話がありましたので、市民参加に関し、二つの視点で考えました。

まず、1点目は、市政への市民参加を促進するためにはどのような行政の取組が必要だと考えるかです。2点目は、より多くの市民が自発的かつ主体的に市政への市民参加を行っていくために市民の側ではどのような取組や活動をすることができるかです。

2点目は、次回の第6回会議の開催予定についてです。

現時点では、2月、3月をめどに開催したいと考えております。本日、会議で委員の皆様から要望のありました資料につきましては、次回の会議までに準備させていただきます。次回の会議日程調整については、別途、担当からご連絡を差し上げます。皆様、ご多忙のところ、大変申し訳ございませんが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、第6回目の会議に際し、事務局で調べてほしい、追加資料が欲しいということがありましたら、ご連絡いただければ対応したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

以 上